

平成29年第3回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成29年3月6日(月曜日) 14:30～14:50
(2) 会議の場所 市役所庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 15名

第1番	桑山尚久	第10番	篠原修
第2番	山本健十郎	第11番	加藤喜三男
第3番	村上勝利	第12番	小野春雄
第4番	寺尾俊行	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第15番	山下元
第8番	古川一豊	第16番	福田満壽夫
第9番	秦昭一		

- (2) 欠席委員 1名 第5番 神野賢二

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 戸張博司 事務局次長 原道樹
係長 近藤常夫 主査 田中賢禪

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地の所有権移転について
議案第3号 農地の転用に伴う所有権移転等について
議案第4号 農地転用事業計画変更について
参考事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6 議 事

岡部部長

皆さん、こんにちは。

気候もあたたかくなり、春めいてきました。春先の仕事も目の前に迫ってきておりますが、皆様体調には十分気を付けていただけたらと思います。

それでは、ただいまから平成29年 第3回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

なお、議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部長において村上勝利委員と寺尾俊行委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、小野輝雄委員、合田有良委員、小野春雄委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(14時31分 暫時休憩)

(14時32分 休憩再開)

岡部部長

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田54筆、畑10筆面積54,237平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、6番の(1-1)さんから39番の(1-2)さんの34件ございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で2件、2年1カ月が5件、3年間で22件、3年1カ月が1件、4年間で1件、4年6カ月が1件、5年間で2件、利用権の種類は、使用貸借27件、賃貸借7件、新規設定8件、再設定が26件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件で

ある、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

岡部部会長 ありがとうございます。
以上、6番から39番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。
(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、3名の委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(14時34分 暫時休憩)

(14時35分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。
8ページをお開きください。
議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第2番から第5番までの4件でございます。

9ページをご覧ください。

第2番は、高木町、田、1筆、面積1,170平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、3.5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、引き続き稲作を予定しております。

続きまして、第3番及び第4番は譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第3番は東田一丁目、田、1筆、面積394平方メートル、
10ページをお開きください。

第4番は、東田一丁目、田、1筆、面積573平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-2)さんです。譲受人は現在、3.5反ほどの農地を家族で耕

作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第5番は、宇高町三丁目、田、2筆、2筆の合計面積1,247平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-3)さんです。

譲受人は現在、2反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第2番から第5番までの許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第2番は、1ページ目、第3番及び第4番は、2ページ目、第5番は、3ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

岡部部長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、2番につきましては、地元農業委員であります加藤武雄委員より、3番及び4番につきましては、篠原修委員より、5番につきましては、岡田充委員より報告いただきたいと思っております。

それでは、加藤武雄委員からよろしく願いします。

加藤武雄委員 先月の2月10日に現地調査を行いました。申請地は、譲受人の小作地であり、自宅から車で10分のところにあり、管理上特に問題ないと思われまます。よろしく願いします。

篠原修委員 3番と4番の申請地は隣接しております。譲受人は、先月も審議いたしましたが、ご夫婦とも元教師で定年後、本格的に農業に従事し、さらなる農業経営規模拡大のため、本申請に至ったとのことでもあります。また、息子も新居浜市農協に勤務しており労働力等については、十分であると思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

岡田充委員 申請地の2筆は、隣接しております。また、申請地は、十分に管理しており問題はないと思われまます。

岡部部長 ありがとうございました。

以上、2番から5番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 11ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、8件であります。

12ページをお開きください。

40番、船木 字国領、田1筆、譲受人は、(3-1)さん。内容は、建売住宅(3戸)188.76平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

41番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(3-2)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

42番、郷四丁目、田1筆、譲受人は、(3-3)さん。内容は、自己住宅74.45平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

43番、滝の宮町、畑1筆、譲受人は、(3-4)さん。内容は、自己用駐車場及び貸し駐車場、一体利用地として、雑種地218.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。なお、関連議案として、議案第4号1番があります。

44番、国領一丁目、畑2筆、譲受人は、(3-5)さん。内容は、賃貸共同住宅(3棟)606.74平方メートル、一体利用地として、畑899.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、使用貸借権で期間は永年です。なお、次の45番と関連議案です。

45番、国領一丁目、畑2筆、譲受人は、(3-6)さん。内容は、賃貸共同住宅(3棟)606.74平方メートル、一体利用地として、畑1,153.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転

です。

14ページをお開きください。

46番、多喜浜三丁目、田1筆畑1筆、譲受人は、(3-7)さん。内容は、露天資材置場及び露天駐車場、一体利用地として、宅地 134.59平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

47番、多喜浜二丁目、田2筆、譲受人は、(3-8)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

また、40番から47番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

岡部部会長 以上、40番から47番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 15ページをご覧ください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第4号は、農地転用事業計画変更申請の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件であります。

16ページをお開きください。

1番、滝の宮町、雑種地1筆です。変更内容は、事業内容の変更です。その理由については、議案書のとおりでございます。

岡部部会長 ありがとうございます。以上、1番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 17ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成29年第3回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

14時50分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。
新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員